

令和7年11月21日

報道機関 各位

環境エネルギー部資源循環推進課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分（許可の取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行ったのでお知らせします。

記

1 被処分者

青森県つがる市牛潟町村上42番地
株式会社鳴海建設（代表取締役 工藤 貴幸）

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和7年11月21日

4 処分の理由

被処分者は、令和7年9月5日に青森地方裁判所五所川原支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ（欠格要件）に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		環境エネルギー部資源循環推進課 廃棄物・不法投棄対策グループ 総括主幹 貝森 優希
電話	内線	6471
番号	直通	017-734-9248
報道監		環境エネルギー部 次長 山下 伸一